平成29年1月11日

BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の業務等の認定について(平成29年1月11日 諮問第1号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、濱元係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通局衛星 · 地域放送課

(広瀬課長補佐、岸田係長、関口係長)

電話:03-5253-5799

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の 実用放送及び試験放送の業務の認定について

1 背景

- (1)総務省が開催する4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合(座長:伊東 晋 東京理科大学理工学部教授)において、 平成26年9月に4K・8K推進のためのロードマップを公表し、平成27年7月に改訂した。本ロードマップでは、衛星基幹放送 による超高精細度テレビジョン放送の東経110度CS試験放送について平成29年の放送開始、また、BS及び東経110度CS実用 放送について平成30年の放送開始を目標としている。
- (2)総務省では、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送及び試験放送の実施に向けて、必要な制度整備を行い、 平成28年9月14日に株式会社放送衛星システム(代表取締役社長 矢橋 隆)に対し衛星基幹放送局の予備免許を、スカパーJSAT 株式会社(代表取締役 執行役員社長 高田 真治)に対し衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の予備免許を付与したところである。
- (3) その後、総務省では、平成28年9月15日(木)から同年10月17日(月)までの間、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送及び試験放送の業務の認定申請を受け付けたところ、BS及び東経110度CS実用放送については10社から、東経110度CS試験放送については1社から認定申請があった。また、日本放送協会(会長: 籾井 勝人)から衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送の業務の認定申請があった。

2 申請概要

別紙1のとおり。

3 審査の概要

(1) BS(右旋・左旋)及び東経110度CS(左旋)に係る衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送及び試験放送について、いずれの社も別紙2-1から別紙2-3までのとおり放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)第

93条第1項の規定に適合するものである。

- (2) BS(右旋)については、指定することのできる周波数が不足することから、比較審査を実施した。6者中、5者(※1)が特定申請の要件(※2)に適合するものであり、日本放送協会の一部帯域の返上等により2トランスポンダの空き周波数を確保できることとなる(※3)。放送法関係審査基準(平成23年6月29日総務省訓令第30号)において、「2トランスポンダの空き周波数が確保できる場合には、特定申請を優先する」こととされており、すべての特定申請(5者)を認定することが適当であると認められる。特定申請ではない(株)WOWOWは劣後する。
- (3) BS(左旋)、東経 110 度CS(左旋)については、指定できる周波数が不足せず、次のとおり認定をすることが適当であると認められる。
 - ① SCサテライト放送(株)(※4)、(株)QVCサテライト、(株)東北新社、(株)WOWOW(※5)については、BS(左 旋)において認定。
 - ② (株)スカパー・エンターテイメント及び(一社)放送サービス高度化推進協会(※6)については、東経110度CS(左旋)において認定。
- (4) また、日本放送協会の申請については、別紙2-3のとおり法第24条の規定により読み替えて適用する法第93条第1項の規 定に適合するものであり、BS(右旋・左旋)において認定をすることが適当であると認められる。
- ※1 (株)ビーエス朝日、(株)BSジャパン、(株)BS-TBS、(株)BS日本、(株)ビーエスフジ
- ※2 特定申請の要件は、以下の3つの項目のいずれにも適合することである。
 - ① BS(右旋)における既存の2K放送の番組について、8スロット以上を認定の日から起算して1年6月を経過する日までに減少すること。
 - ② 比較審査の項目(*)のいずれにも適合すること。
 - ③ 希望する周波数について、BS(右旋)の全ての周波数のうちいずれでもよい旨が記載されていること。
 - (*)(1)広告放送の割合(有料放送を除く。):

広告放送の割合が3割を超えない(放送開始後一定期間は割合を緩和)

- (2)青少年の保護:成人向け番組を行わない
- (3)字幕番組の充実:字幕付与率が5割以上である

(4)放送番組の高画質性:

4 Kカメラ等により制作・編集された放送番組以外の放送番組であることをその受信者が明らかに識別することができるようにするための措置を講ずる

- ※3 BS4K・8K試験放送に使用されている1トランスポンダに加え、①平成28年9月末のデータ放送番組の終了により「1.5/48トランスポンダ」を確保済みであり、②上記民放5者から今回の4K放送の業務の申請に伴い既存の2K放送の帯域から合計「40/48トランスポンダ」が返上される予定であるとともに、③NHKから「6.5/48トランスポンダ」が返上される予定である。
- ※4 第1希望をBS(左旋)、第2希望を東経110度CS(左旋)とし、BS(左旋)の周波数が不足しないことから、第1希望のBS(左旋)において認定。
- ※5 第1希望のBS(右旋)において、指定できる周波数が不足し劣後することから、第2希望のBS(左旋)において認定。
- ※6 試験放送の実施を申請。

BS・東経110度CSによる 4K・8K実用放送の業務等の認定について

平 成 2 9 年 1 月 情 報 流 通 行 政 局

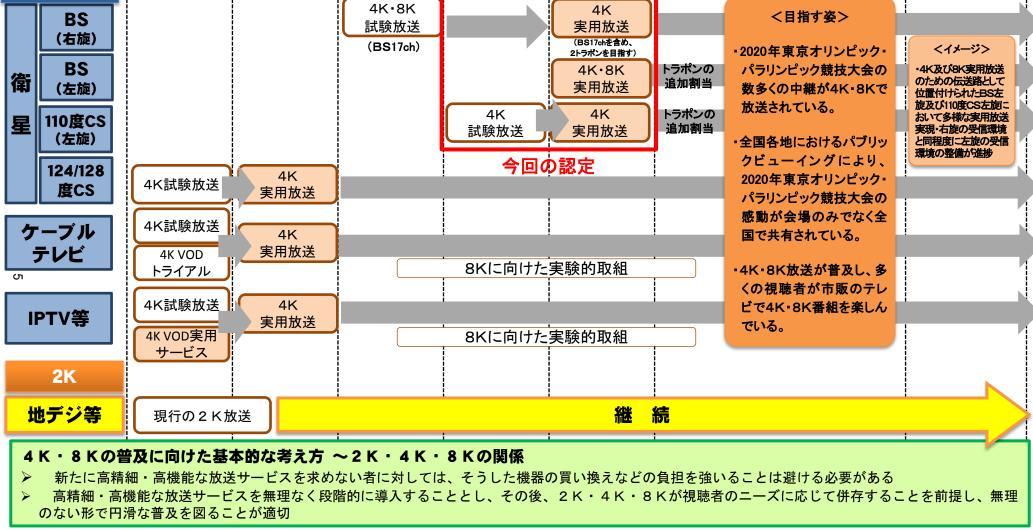
4K・8K推進のためのロードマップ~第二次中間報告(2015年7月)

2018年

2020年

2025年頃

2017年



- (注1)ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。
- (注2)「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。

2014年

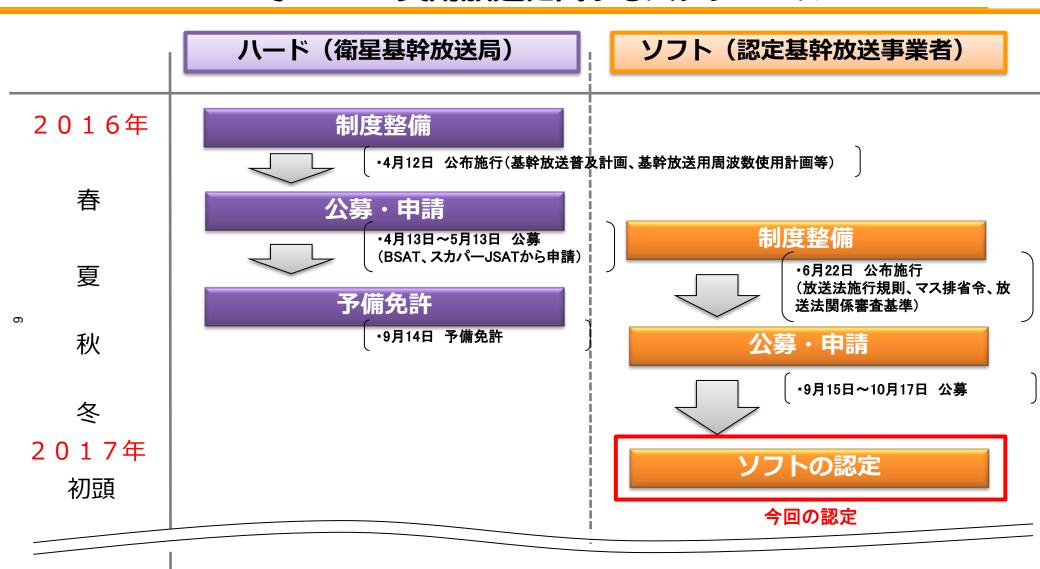
4K • 8K

2015年

2016年

- (注3)BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ(BS17ch)を含め2018年時点に割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を 踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を超えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目指して拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保す ス
- (注4) BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。
- (注5)2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

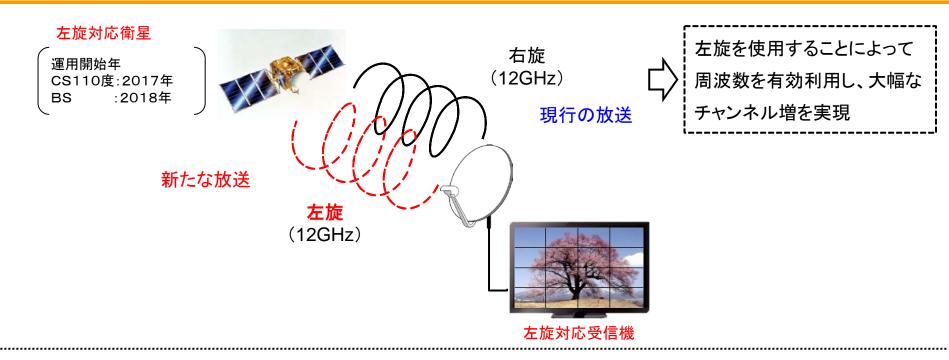
BS等4K·8K実用放送に関するスケジュール



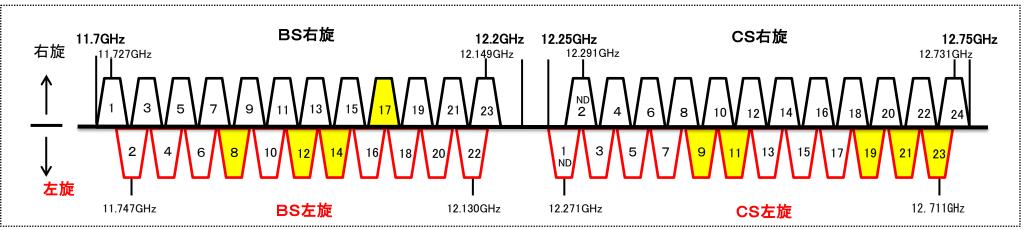
2018年

BS等4K・8K実用放送開始

右旋及び左旋について



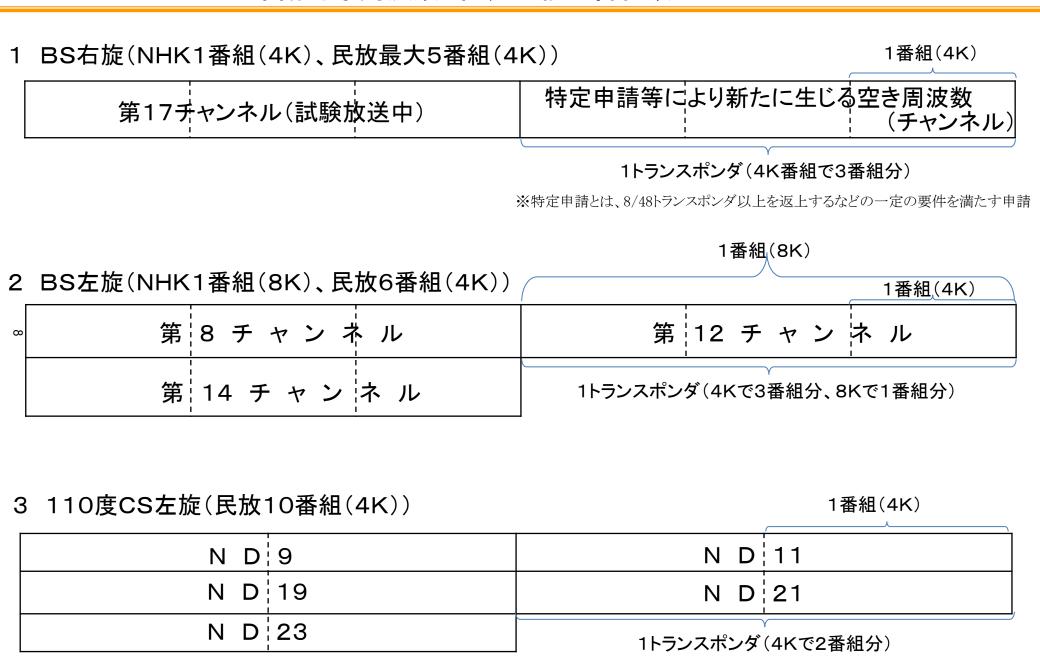
トランスポンダの配列図



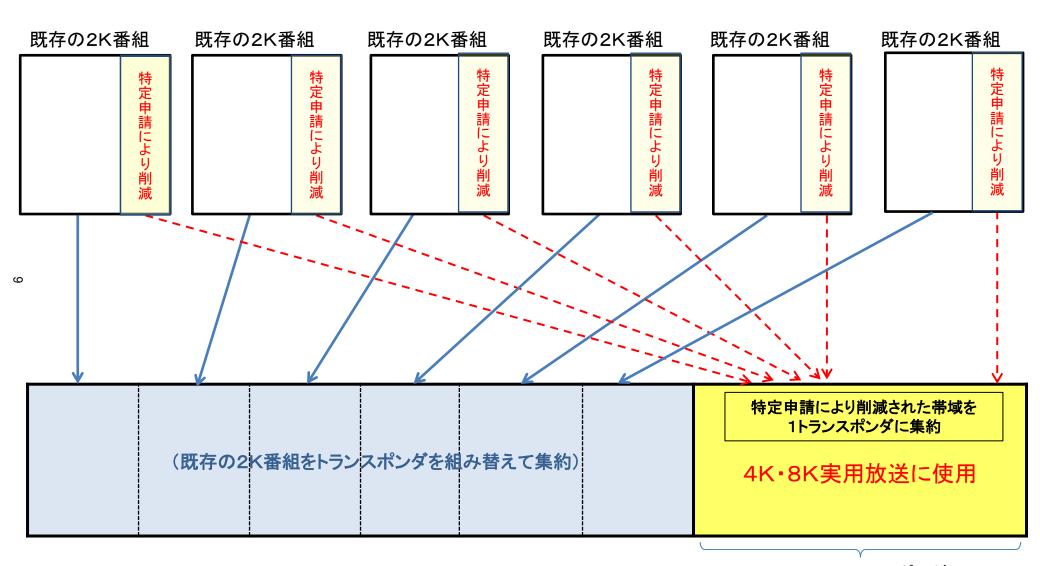
※ 黄色部分が、今回の申請対象周波数。

BS右旋においては、第17チャンネルの他、一部帯域の返上を伴う特定申請等により新たに生じる空き周波数も申請対象周波数。

申請対象周波数と認定可能な番組数のイメージ



BS右旋における帯域再編のイメージ



基幹放送普及計画について

衛星基幹放送の伝送路に関する考え方(基幹放送普及計画)

衛星基幹放送の伝送路は、以下の周波数を使用することを基本とする。

HD(2K)又はSD(現行のBS、110度CS放送)	右旋の周波数
4K·8K放送	左旋の周波数

- ※1 右旋(BS)で行う4K実用放送は、現行の視聴環境を 踏まえ、立ち上がり期に4K・8K放送の普及促進を 図るための措置。
- ※2 左旋においては、SD、HDの募集はしていない。

4K・8K放送のチャンネル数の目標(基幹放送普及計画)

O NHK

10	基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送を することのできる放送 番組の数の目標
	4K•8K放送	総合放送	全国	2

O NHK以外の事業者(民間事業者)

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送を することのできる放送 番組の数の目標
4K•8K放送	全国	18程度 (帯域再編が出来る場合 には、21程度)

(参考)番組数

·BS右旋

4K放送 **1番組**

·BS左旋

8K放送 **1番組**

(4K放送 **2~3番組**)

- ·BS右旋
- 4K放送 2番組

(帯域再編が出来る場合には、5番組)

- ·BS左旋
- 4K放送 **6番組**
- ·110度CS左旋
- 4K放送 10番組

BS・110度CSによる4K・8K実用放送等の申請受付結果

- 〇 実用放送については10者(17番組)から、試験放送については1者(1番組)((一社)放送サービス高度化推進協会)から申請があった。
- 〇 この他、今回の申請受付期間に合わせて、NHKから基幹放送普及計画に沿って、BS右旋による4K実用放送(1番組)及び BS左旋による8K実用放送(1番組)の申請があった。
- ※ 認定が可能な番組数は、①BS右旋においてNHK(4K)1番組、民放(4K)5番組、②BS左旋においてNHK(8K)1番組、民放(4K)6番組、③CS左旋において民放(4K)10番組。

BS・110度CSによる4K実用放送

(1)BS右旋による4K実用放送

	No	申請者	主要株主(議決権の比率)
	1	(株)ビーエス朝日◎ (総合編成)	(株)テレビ朝日ホールディングス (100%)
- 1	12	(株) BSジャパン◎ (総合編成)	(株)テレビ東京ホールディングス(100%)
	3	(株)BS一TBS◎(総合編成)	(株)東京放送ホールディングス(100%)
	4	(株)BS日本◎ (総合編成)	日本テレビホールディングス(株)(100%)
	5	(株)ビーエスフジ◎ (総合編成)	(株)フジ・メディア・ホールディングス (100%)
	6	(株)WOWOW (総合娯楽) 【第1希望】	(株)フジ・メディア・ホールディングス (17.15%)、 (株)東京放送ホールディングス (15.54%)

注1:申請者名の50音順に掲載。

- 2:特定申請を行った申請者には、◎を付している。
- 3:申請者の欄に希望順位を付しているものは、その希望順位によりいずれかの認定を求めるもの。
- 4:主要株主の欄は上位3位まで掲載。ただし、議決権の比率が10%未満のものは、掲載を省略。

(2)BS左旋による4K実用放送

<u> </u>	2/00年版にある中代 矢川			
No	申請者	主要株主(議決権の比率)		
1	SCサテライト放送(株) 【第1希望】 (ショッピング)	ジュピターショップチャンネル(株)(100%)		
2	(株) Q V C サテライト (ショッピング)	(株)QVCジャパン(100%)		
3	(株)東北新社 (映画)	個人株主 (19.28%) 、同 (17.61%) 、 同 (10.54%)		
4	(株)WOWOW 【第2希望】	(株) フジ・メディア・ホールディングス (17. 15%) (株) 東京放送ホールディングス(15. 54%)		

(3)110度CS左旋による4K実用放送

No	申請者	主要株主(議決権の比率)
1	SCサテライト放送(株) 【第2希望】 (ショッピング)	ジュピターショップチャンネル(株)(100%)
2 ~ 9	(株)スカパー・エン ターテイメント ※8番組分	(株)スカパーJSATホールディングス (100%)

4K・8K実用放送・試験放送の審査の概要

絶対審査

※ NHKについては、BS 右旋・左旋における両申請において、絶対審査基準に適合することから、それぞれにおいて認定することが適当。

第一次比較審査

◆基幹放送局設備の確保、経理的基礎、技術的能力等を審査

BS右旋

民放のいずれの者(6者・6番組)(※)も適合

- → 指定することのできる周波数(5番組)が不足することから、比較審査を実施。
- ※ ビーエス朝日、BSジャパン、BS-TBS、BS日本、ビーエスフジ、WOWOW

BS左旋、110度CS左旋(実用放送・試験放送)

民放のいずれの者(5者・12番組)も適合

- → 指定することのできる周波数(BS左旋6番組、110度CS左旋10番組)が不足しないことから、BS左旋又は110度CS左旋を希望する
 すべての申請者を認定することが適当。
- ◆ 広告放送の割合、字幕放送の割合等を審査

BS右旋

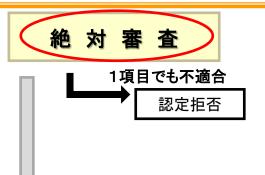
- 6者中5者(※1)が、一部帯域の返上を行う等の特定申請の要件に適合し、 2トランスポンダ分の空き周波数を確保(※2)。この場合には特定申請を優先(※3)。
- → すべての特定申請(5者・5番組)を認定をすることが適当。
- → 特定申請ではないWOWOWは劣後。BS右旋に指定できる周波数がないため、WOWOWは第2希望のBS左旋において認定をすることが適当。
 - ※1 ビーエス朝日、BSジャパン、BS-TBS、BS日本、ビーエスフジ
 - ※2 4K・8K試験放送に使用されている1トランスポンダに加え、①平成28年9月末のデータ放送番組の終了により「1.5/48トランスポンダ」を確保済みであり、②上記民放5局から今回の4K放送の業務の申請に伴い既存の2K放送の帯域から合計「40/48トランスポンダ」が返上される予定であり、③NHKから「6.5/48トランスポンダ」が返上される予定であることから2トランスポンダ分確保できる見込み。
 - ※3 放送法関係審査基準において、2トランスポンダ分の空き周波数が確保できる場合には特定申請を優 先することとされている。

◆広告放送の割合、字幕放送の割合等を審査

→ 今回の認定においては、実施しなかった。

第二次比較審查

4K・8K実用放送・試験放送の審査基準の概要



第一次比較審査

※ 今回の認定においては、絶対審査に加え、BS右旋においては特定申請の審査のために一次比較審査の基準への適合性を審査。

第二次比較審査

◆放送を実施する上で必ず満たすべき条件として、以下の基準への適合性を審査 【BS右旋、左旋/110度CS左旋共通】

①基幹放送局設備の確保、②経理的基礎、③技術的能力、④技術基準の適合維持義務、⑤マスメディア集中排除原則への適合性、⑥放送番組間の調和(総合放送の場合)、⑦教育番組の編集の基準等、⑧災害放送の実施、⑨番組供給に関する協定の制限、⑩事業計画の確実性、⑪番組準則の遵守(成人向け番組を行う場合には青少年保護措置)、⑫教育専門番組の要件適合性(教育専門番組の申請のみ)、⑬視聴覚障害者への配慮、⑭番組基準の策定等、⑮番組基準の公表、⑯放送番組審議機関の設置、⑪毎日放送義務、⑱補完放送の提示、⑲個人情報の保護、㉑有料放送の提供条件の説明等(有料放送を行う申請のみ)、㉑試験放送に関する条件、②欠格事由(外資規制及び処罰歴)への非該当

◆ 以下の基準への適合性を審査

【BS右旋】

■特定申請を優先。特定申請を認定してもなお周波数がある場合には、以下①に適合する申請を優先。 特定申請:①下記(1)~(4)の基準、②8/48トランスポンダ以上を認定の日から起算して1年6月を経過する日までに返上すること、③希望する周波数についていずれでもよい旨が記載されていることの要件を満たす申請

【BS左旋、110度CS左旋共通】

- ■以下の(1)~(4)のいずれにも適合する申請を優先
- (1)広告放送の割合(有料放送を除く。):3割を超えない※
- (2)青少年の保護:成人向け番組を行わない
- (3)字幕番組の充実:字幕付与率5割以上
- (4)放送番組の高画質性: ピュア4K・8K番組とそれ以外の番組を視聴者に明らかにする措置
- ◆以下の基準への適合性を審査

【BS右旋、左旋/110度CS左旋共通】

- ■以下の(1)~(5)の各項目ごとに、より適切な申請を総合評価
- (1)広告放送の割合(有料放送を除く。):広告放送率がより低い※
- (2)青少年保護:成人向け番組を行わない、かつ、青少年保護措置がより充実
- (3)字幕番組等の充実:字幕付与率がより高い、かつ、解説放送の実施
- (4)放送番組の高画質性:ピュア4K・8K放送の必要性がより高く、かつ、ピュア4K・8K番組比率がより高く、 ピュア4K・8K放送をより確実に行うことができる体制がある
- (5)放送開始の時期:できるだけ早期の放送開始予定(2018年中の放送開始を基本。遅くとも認定有効期間内 の放送開始)

※ 試験放送については、 (2)、(3)のみ審査。

※ 試験放送については、(2)~(4)

体制等について審査。

に加え、個人情報の保護、放送 番組の多様性、試験放送の実施

※ BS右旋については放送開始後一定期間は割合を緩和、BS左旋及び110度CS左旋については適用除外とする特例を設ける。

放送法・放送法関係審査基準等における絶対審査項目の構造

放送法第93条第1項により審査項目が規定されており、具体的な審査基準の詳細は放送法関係 審査基準等において定められている。

放送法第93条第1項	具体的審査基準の詳細
第1号 基幹放送局設備の確保	放送法関係審査基準第6条(1) 【前ページ①】
第2号 経理的基礎・技術的能力	放送法関係審査基準第6条(2)(3) 【前ページ②、③】
☆ 第3号 技術基準の適合維持義務	放送法関係審査基準第6条(4) 【前ページ④】
第4号 マスメディア集中排除原則への適合性	放送法関係審査基準第6条(5) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係 の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関す る省令第8条 【前ページ⑤】
第5号 基幹放送普及計画への適合 放送の普及・健全な発達	放送法関係基幹放送普及計画放送法関係審査基準第6条(6)、別紙2【前ページ⑥~②】
第6号 欠格事由	放送法関係審査基準第6条(7) 【前ページ②】

審査結果の概要(絶対審査1)

BS右旋・左旋、110度CS左旋(実用放送・試験放送)において、いずれの申請者も以下の絶対審査基準に適合する。

審査項目	審査内容	判定
① 基幹放送局設備の確保	基幹放送局設備を確保すること(衛星の利用)が可能であるか	適
② 経理的基礎	事業開始までに必要な資金の調達が可能か事業開始後の継続的運営が可能か	適
③ 技術的能力	・ 設備の運用・保守等を確実に実施するための要員配置・連絡体制があるか・ 従事者に実務実績等があるか	適
④ 技術基準の適合維持義務 ⁵	・ 設備の損壊又は故障に対する措置があるか・ 衛星基幹放送の品質に対する措置があるか	適
⑤ マスメディア集中排除原則 への適合性	放送法等の要件に適合するか(基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることが妨げられないか)	適
⑥ 放送番組間の調和 (総合放送の場合)	放送番組の報道、娯楽、教養・教育相互の間の調和が保たれるか	適
⑦ 教育番組の編集の基準等	対象者が明確か、内容が有益適切か、組織的・継続的か、事前に計 画・内容を公衆が知れるか等	適
⑧ 災害放送の実施	災害に関する放送を実施するか	適
⑨ 番組供給に関する 協定の制限	特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる協定を締結して いないか	適
⑩ 事業計画の確実性	確実に事業計画を実施することができるか	適

審査結果の概要(絶対審査2)

審査項目	審査内容	判定
① 番組準則の遵守	公安及び善良な風俗を害しないか、政治的に公平であるか等	適
⑩ 教育専門放送の要件適合性	放送時間全体の50%以上を占めるものである番組の配列等が意図する効果をもたらすために適切か 等	_
③ 視聴覚障害者への配慮	字幕放送及び解説放送をできるだけ多く行うものか	適
① 番組基準の策定等	放送の種別及びその対象者に応じた番組基準を策定するものか	適
① 番組基準の公表	放送法の規定により番組基準をHP等に公表することとなっているか	適
16 放送番組審議機関の設置	放送法の規定により7名以上の委員による放送番組審議機関を設 置するものか	適
河 毎日放送義務	毎日、放送が行われるか	適
18 補完放送の提示	補完放送のみの放送が主となっていないか	適
⑨ 個人情報の保護	個人情報の保護に関する指針を遵守するための体制整備がなされるか	適
② 有料放送の提供条件の 説明等 (有料放送を行う申請のみ)	料金・提供条件に関する説明・苦情等に適切かつ迅速に処理するための体制整備がなされるか	適
② 試験放送に関する条件	放送の進歩発達に必要か、試験放送の計画が合理的か、他人の営 業に関する広告を含まないか	適
② 欠格事由(外資規制 及び処罰・処分歴)への非該当	外資規制に違反していないか、放送法及び電波法による処罰・処分 に関する要件に合致しないか	適

審査結果の概要(第1次比較審査)

BS右旋を第1希望とするもの(6者・6番組)のうち、5者(※)が以下の表のとおり、特定申請の要件に適合する。

※ ビーエス朝日、BSジャパン、BS-TBS、BS日本、ビーエスフジ

審査項目		審査内容	判定	
1. 一次比較審査の項目		申請内容が、以下の項目に適合すること。	適	
	① 広告放送の割合	3割を超えないこと ※ただし、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する 年度の末日までは、広告放送の割合が3割を超える場合であっても、3割 を超えない申請と見なす。	適	
17	② 青少年の保護	成人向け番組を行わないこと	適	
	③ 字幕番組の充実	字幕付与可能な放送番組(注)に係る一週間当たりの放送時間全体に おける字幕付与率が5割以上であること	適	
	④ 放送番組の 高画質性	ピュア4K・8K番組とそれ以外の番組を視聴者に明らかにする措置をとること	適	
2. 8/48トランスポンダ 以上の返上		BS右旋における既存の番組について、8/48トランスポンダ以上を認定の日から起算して1年6月を経過する日までに返上すること	適	
3. 希望する周波数		BS右旋のうち、いずれの周波数でもよい旨が記載されていること	適	

注「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組をいう。

①技術的に字幕を付すことができない番組(例:現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)、②外国語の番組、

③大部分が器楽演奏の音楽番組、④権利処理上の理由等により字幕を付すことができない番組

認定案

以上の審査を踏まえ、以下を認定案としたい。

(なお、以下のとおり認定すると、BS左旋及び110度CS左旋において、それぞれ2番組分の周波数が残る。)

BS右旋

No	申請者	主要株主(議決権の比率)
1	(株)ビーエス朝日	(株)テレビ朝日ホールディングス(100%)
2	(株) B S ジャパン	(株)テレビ東京ホールディングス(100%)
3	(株)BS-TBS	(株)東京放送ホールディングス (100%)
4	(株)BS日本	日本テレビホールディングス(株)(100%)
5	(株)ビーエスフジ	(株)フジ・メディア・ホールディングス(100%)
6	日本放送協会 ※4K	

BS左旋

	No	申請者	主要株主(議決権の比率)
8	1	SCサテライト放送(株)	ジュピターショップチャンネル(株) (100%)
	2	(株)QVCサテライト	(株)QVCジャパン(100%)
	3	(株)東北新社	個人株主(19.28%)、同(17.61%)、同(10.54%)
	4	(株)WOWOW	(株) フジ・メディア・ホールディングス (17. 15%) 、 (株) 東京放送ホールディングス (15. 54%)
	5	日本放送協会 ※8K	

110度CS(実用放送)

No	申請者	主要株主(議決権の比率)
1~	(株)スカパー・エンターテイメント	(性) フカパー LC A エナーリ ディングフ (1000/)
8	※8番組分	(株)スカパーJSATホールディングス(100%)

110度CS(試験放送)

No	申請者	主な会員社
1	(一社)放送サービス高度化推進協会	放送事業者、通信事業者、受信機メーカ等

※ 各申請者への周波数の指定は、答申を得た後、別途行うこととする。

申請概要

(1) 超高精細度テレビジョン放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請

(a) BS放送用周波数(右旋円偏波の電波の周波数に限る。)のうち 新たに生じる空き周波数(注1)

No	申請者	主要株主 (議決権の比率)	番組名(スロット数等)	希望する 周波数	周波数の 希望順位
1	(株)ビーエス朝日	(株)テレビ朝日ホール ディングス(100%)	BS朝日 (40 スロット、4K)	BS 右旋の周 波数の全ての うちいずれか	当該周波数 のみ希望
2	(株)BSジャパン	(株)テレビ東京ホール ディングス(100%)	BSジャパン (40 スロット、4K)	BS 右旋の周 波数の全ての うちいずれか	当該周波数 のみ希望
3	(株)BS-TBS	(株)東京放送ホールディングス(100%)	BS-TBS 4K (40 スロット、4K)	BS 右旋の周 波数の全ての うちいずれか	当該周波数 のみ希望
4	(株)BS日本	日本テレビホールディングス(株)(100%)	BS日テレ (40 スロット、4K)	BS 右旋の周 波数の全ての うちいずれか	当該周波数 のみ希望
5	(株)ビーエスフジ	(株)フジ・メディア・ホー ルディングス(100%)	BSフジ (40 スロット、4K)	BS 右旋の周 波数の全ての うちいずれか	当該周波数 のみ希望
6	(株)WOWOW	(株)フジ・メディア・ホー ルディングス (17.15%)、(株)東京放 送ホールディングス (15.54%)	WOWOW (40 スロット、4K)	BS 右旋の周 波数の全ての うちいずれか	第1希望

- 注1 以下に係る新たに生じる空き周波数
 - ア 基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)第1の1(4)エに規定する試験放送に係る衛星基幹放送の業務の用に供している周波数
 - イ BS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務を廃止する旨(本件申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに廃止するものに限る。)を届け出ているものに係る周波数その他当該認定の時点において、当該認定の日から起算して1年6月を経過する日の翌日以降、衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数となることが確実な周波数
- 注2 上記1~5の申請者については、特定申請の要件である①認定申請又は指定事項変更申請に係るトランスポンダ数、②一次比較審査の項目及び③希望する周波数のいずれにも適合。

【日本放送協会の申請概要】

1	No	申請者	番組名(スロット数等)	希望する 周波数	周波数の 希望順位
	1	日本放送協会	NHK SHV 4K	BS 右旋	当該周波数
			(40 スロット、4K)	第 17 チャンネル	のみ希望

(b) BS放送用周波数のうち第8チャンネル、第12チャンネル又は第14 チャンネル

No	申請者	主要株主 (議決権の比率)	番組名(スロット数等)	希望する 周波数	周波数の 希望順位
1	SC サテライト放 送(株)	ジュピターショップチャ ンネル(株)(100%)	ショップチャンネル (40 スロット、4K)	11.86174Ghz (8ch)、 11.93846GHz (12ch)、 11.97682GHz (14ch)のうち いずれか	第1希望
2	(株)QVCサテラ イト	(株)QVCジャパン (100%)	QVC (40 スロット、4K)	11.86174Ghz (8ch)、 11.93846GHz (12ch)、 11.97682GHz (14ch)のうち いずれか	当該周波数 のみ希望
3	(株)東北新社	個人株主(19.28%)、 同(17.61%)、同 (10.54%)	映画エンタテインメ ントチャンネル (40 スロット、4K)	11.86174Ghz (8ch)、 11.93846GHz (12ch)、 11.97682GHz (14ch)のうち いずれか	当該周波数 のみ希望
4	(株)WOWOW 【再掲】	(株)フジ・メディア・ホー ルディングス (17.15%)、(株)東京放 送ホールディングス (15.54%)	WOWOW (40 スロット、4K)	11.86174Ghz (8ch)、 11.93846GHz (12ch)、 11.97682GHz (14ch)のうち いずれか	第2希望

【日本放送協会の申請概要】

No	申請者	番組名(スロット数等)	希望する 周波数	周波数の 希望順位
1	日本放送協会	NHK SHV 8K (120 スロット、8K)	BS 左旋 第8チャンネル	当該周波数 のみ希望

(c) 東経 110 度 C S 放送用周波数のうちチャンネル番号 N D 9、N D 11、 N D 19、N D 21 又は N D 23

No	申請者	主要株主 (議決権の比率)	番組名(スロット数等)	希望する 周波数	周波数の 希望順位
1	SC サテライト放 送(株) 【再掲】	ジュピターショップチャ ンネル(株)(100%)	ショップチャンネル (60 スロット、4K)	12.431GHz (ND9)、 12.471GHz (ND11)、 12.631GHz (ND19)、 12.671GHz (ND21)、 12.711GHz (ND23)のうち いずれか	第2希望
2			スカチャン4K 1 (60 スロット、4K)	12.431GHz (ND9)、 12.471GHz (ND11)、 12.631GHz (ND19)、 12.671GHz (ND21)のうち いずれか	当該周波数 のみ希望
3	(株)スカパー・エンターテイメント (株)スカパーJSATホールディングス (100%)		スカチャン4K 2 (60 スロット、4K)	同上	当該周波数 のみ希望
4		スカチャン4K 3 (60 スロット、4K)	同上	当該周波数 のみ希望	
5		(100%)	スカチャン4K 4 (60 スロット、4K)	同上	当該周波数 のみ希望
6			スカチャン4K 5 (60 スロット、4K)	同上	当該周波数 のみ希望
7			スカチャン4K 6 (60 スロット、4K)	同上	当該周波数 のみ希望
8			スカチャン4K 7 (60 スロット、4K)	同上	当該周波数 のみ希望
9			スカチャン4K 8 (60 スロット、4K)	12.711GHz (ND23)	当該周波数 のみ希望

(2) 超高精細度テレビジョン放送の試験放送に係る衛星基幹放送業務の認定 申請(東経110度CS放送用周波数のうちチャンネル番号ND23)

番組名 希望する 周波数の No 申請者 主な会員社 (スロット数) 希望順位 周波数 一般社団法 放送事業者、 A-PAB試験 人放送サービ 通信事業者、 放送 12.711GHz 当該周波数 ス高度化推進 受信機メーカ (60スロット、 (ND23) のみ希望 協会 等 4K)

※1:申請者名の50音順に掲載。

※2:主要株主の欄については上位3位まで掲載。ただし、議決権の比率が10%未満の ものについては、掲載を省略。

%3:1トランスポンダあたり120スロットにつき、40スロットは1/3トランスポンダ、60スロットは1/2トランスポンダに相当。

審査の結果(実用放送)

1. 放送法第93条第1項への適合

放送法(昭和25年法律第132号)第93条第1項、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)第8条、基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)第2並びに放送法関係審査基準(平成23年6月29日総務省訓令第30号)第6条及び別紙2に基づく審査の結果はいずれの申請者((株)ビーエス朝日、(株)BSジャパン、(株)BS-TBS、(株)BS日本、(株)ビーエスフジ、(株)WOWOW、SCサテライト放送(株)、(株)QVCサテライト、(株)東北新社及び(株)スカパー・エンターテイメント)についても以下のとおり、適合するものと認められる。

審査項目		審査結果
1 基幹放送局設備の確保可能性	適	株式会社放送衛星システム又はスカパー
【放送法第93条第1項第1号】		JSAT 株式会社が免許を受けている基幹放送
【放送法関係審査基準第6条(1)】		局を使用することとしており、申請対象周
		波数を希望しているため、申請の業務に用
		いられる基幹放送局設備を確保することが
		可能であるものと認められる。
2 業務を維持するに足りる経理的基礎及び	適	下記のとおり適当であると認められる。
技術的能力		
【放送法第93条第1項第2号】		
【放送法関係審査基準第6条(2)(3)】		
①-ア 事業開始までの所要資金の調達	適	提出された事業計画書等により審査した
見通し		結果、事業開始までに要する資金を必要と
【放送法関係審査基準第6条(2)ア】		しないか、又は当該資金を自己資金等によ
		り拠出することとしており、貸借対照表等
		から、必要な資金の調達が可能であり、ま
		た、その方法が適正なものであると認めら
		れる。
①-イ 事業開始後の継続性	適	提出された事業収支見積書等により審査
【放送法関係審査基準第6条(2)イ】		した結果、各年度ごとに合理的な収支見積
		りとなっており、かつ、事業全体において
		各年度経常利益を確保していることから、
		事業開始後において継続的な運営を確保す
		るための経理的基礎があるものと認められ
		る。
②-ア 設備維持業務を確実に実施する	適	提出された事業計画書等により審査した

1				
	ための体制整備		結果、設備維持業務を確実に実施するため、	
	【放送法関係審査基準第6条(3)ア】		必要な要員を配置し、緊急時の連絡体制を	
			整備することとしていることから、適合し	
			ていると認められる。	
	②-イ 設備維持業務従事者の実施能力	適	提出された事業計画書等により審査した	
	【放送法関係審査基準第6条(3)イ】		結果、設備維持業務に従事する者が当該業	
			務を確実に実施できる実務経験等を有して	
			いることから、適合していると認められる。	
3	業務に用いられる電気通信設備の技術基	適	提出された申請書により審査した結果、	
绉	準への適合		下記のとおり、電気通信設備が総務省令で	
【九	女送法第 93 条第 1 項第 3 号】		定める技術基準に適合していると認められ	
【方	女送法関係審査基準第6条(4)】		る。	
	① 設備の破壊又は故障に対する措置	適	放送法第 111 条第2項第1号の規定によ	
	【放送法関係審査基準第6条(4)ア】		る設備の損壊又は故障に対する措置につい	
			て、当該業務に用いられる電気通信設備は、	
			放送法施行規則 (昭和 25 年電波監理委員会	
			規則第 10 号) 第 104 条から第 115 条まで及	
			び第 122 条の規定に従い、放送法関係審査	
			基準別添 1 に掲げる対策を講ずるものであ	
			り、適当と認められる。	
	② 衛星基幹放送の品質に対する措置	適	法第 111 条第2項第2号の規定による衛	
	【放送法関係審査基準第6条(4)イ】		星基幹放送の品質に対する措置について、	
			標準テレビジョン放送等のうちデジタル放	
			送に関する送信の標準方式 (平成 23 年総務	
			省令第87号)第1章、第5章及び第6章に	
			適合するものであり、適当であると認めら	
			れる。	
4	表現の自由ができるだけ多くの者によっ	適	提出された事業計画書等により審査した	
7	て享有されるか		結果、放送法第 93 条第 1 項第 4 号及び基幹	
【方	女送法第 93 条第 1 項第 4 号】		放送の業務に係る特定役員及び支配関係の	
【基	基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関		定義並びに表現の自由享有基準の特例に関	
係の定義並びに表現の自由享有基準の特例			する省令第8条に規定する要件に適合して	
1:	に関する省令第8条】		いるものと認められる。	
【加	【放送法関係審査基準第6条(5)】			
5	5 基幹放送普及計画への適合と普及・健全		下記のとおり適当であると認められる。	
<i>t</i> _c	2発達			
【加	女送法第 93 条第1項第5号】			
【方	女送法関係審査基準第6条(6)】			
1				

【其詮协	《送普及計画第2】		
	·関係審査基準 別紙2】		
		適	 下記のとおり適当であると認められる。
	— U W 75 (1999 - 1997 - 1994 - 169 A	適適	総合放送として申請した申請者について
		旭	
	放送の場合)		は、提出された事業計画書等により審査し
	【基幹放送普及計画 第2-1(1)】		た結果、放送番組の編集の基準において、
			放送番組を相互の調和を保ちながら編成す
			る旨が定められていること等から、適合し
			ているものと認められる。
	イ 教育番組の編集及び放送の条件	適	教育番組の編成を計画している申請者に
	に適合		ついては、提出された事業計画書等により
	【基幹放送普及計画 第2-1(2)】		審査した結果、放送番組の編集の基準にお
	【放送法関係審査基準別紙2-		いて、教育番組について、その放送の対象
	9]		とする者が明確で、内容がその者に有益適
			切であり、組織的かつ継続的であるように
			するとともに、その放送の計画及び内容を
			あらかじめ公衆が知ることができるように
			する旨が記載されていることから、適合し
			ているものと認められる。
	ウ 災害に関する放送を行うこと	適	提出された事業計画書等により審査した
	【基幹放送普及計画 第2-1(3)】		結果、災害放送に関する事項の調書におい
			て、災害放送の体制を構築し、災害に関す
			る放送を実施する計画となっていることか
			ら、適合しているものと認められる。
	エ 学校教育を妨げる広告を含まな	_	提出された事業計画書等により審査した
	いこと		結果、申請者は、学校向けの教育番組の放
	【基幹放送普及計画 第2-1(4)】		送を計画していない又は教育番組の放送を
			計画していないため、審査を要しない。
	オ 独占供給協定を締結しないこと	適	提出された事業計画書等により審査した
	【基幹放送普及計画 第2-1(5)】		結果、週間放送番組の編集に関する事項の
	【放送法関係審査基準 別紙2-12】		調書等において、特定の者からのみ放送番
			組の供給を受けることとなる条項を含む協
			定を締結しないこととしていることから、
			適合しているものと認められる。
(<u>2</u>) [放送法関係審査基準 別紙2」の基準	適	下記のとおり適当であると認められる。
	の適合		. 15-7 200 7 22 2 000 0 2 110 000
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	適	 提出された事業計画書等により審査した
	「放送法関係審査基準 別紙2-1]	WEI MEI	結果、放送番組の具体的な制作・調達の体
l [M. C. A. B. M. C. A. T. M. C. M. M. C. M. M. C.		「「一一」 「一一」 「一

	I	
		制があること等から、確実に事業計画を実
		施することが可能なものであると認められ
		る。
イ 放送番組の編集の適合性	適	提出された事業計画書等により審査した
【放送法関係審査基準 別紙2-2】		結果、策定する放送番組の編集の基準にお
公安及び善良な風俗を害さない	適	いて、左記事項に関し、適正に規定されて
【放送法関係審査基準 別紙2一		いることから、適合しているものと認めら
2 (1)]		れる。
政治的公平	適	
【放送法関係審査基準 別紙2一		
2 (2)]		
報道は事実を曲げない	適	
【放送法関係審査基準 別紙2一		
2 (3)]		
対立意見の多角的論点の明示	適	
【放送法関係審査基準 別紙2一		
2 (4)]		
ウ 教育的効果を目的とする放送を	_	今回の申請者は、教育的効果を目的とす
専ら行う者		る放送を専ら行う者に該当しないため、審
【放送法関係審査基準 別紙2-3】		査を要しない。
エ 視聴覚障害者への配慮	適	提出された事業計画書等により審査した
【放送法関係審査基準 別紙2-5】		結果、視聴覚障害者向け放送を実施する計
		画となっていることから、適合しているも
		のと認められる。
オ 放送番組の編集の基準の策定等	適	提出された事業計画書等により審査した
【放送法関係審査基準 別紙2-6】		結果、放送番組の種別及び放送の対象とす
		る者に応じた放送番組の編集の基準を策定
		し、その基準に従って放送番組を編集及び
		放送を行う計画となっていることから、適
		合しているものと認められる。
カ 放送番組の編集の基準の公表	適	提出された事業計画書等により審査した
【放送法関係審査基準 別紙2-7】		結果、放送番組の編集の基準を定めた場合
		及び変更した場合には、放送法第5条第2
		項の規定によりこれを公表する計画として
		いることから、適合しているものと認めら
		れる。
キ 番組審議機関の設置	適	提出された事業計画書等により審査した
【放送法関係審査基準 別紙2-8】		結果、7名以上の審議委員による放送番組

		審議機関を設置することとしていることか
		ら、適合しているものと認められる。
	適	上記5①イに記載のとおり適合している
に適合く再掲>		ものと認められる。
【基幹放送普及計画 第2-1(2)/		
放送法関係審査基準 別紙 2 - 9 】		
ケ 学校教育を妨げる広告を含まな	_	上記5①エに記載のとおり審査を要しな
いこと〈再掲〉		い。
【基幹放送普及計画 第2-1(4)/		
放送法関係審査基準 別紙2-10]		
コ 毎日放送を行うこと	適	提出された事業計画書により審査した結
【放送法関係審査基準 別紙2-11】		果、毎日放送を行う計画となっていること
		から、適合しているものと認められる。
サ 独占供給協定を締結しないこと	適	上記5①オに記載のとおり適合している
<再掲>		ものと認められる。
【基幹放送普及計画 第2-1(5)】		
【放送法関係審査基準 別紙2-12】		
シ 災害に関する放送を行うこと	適	上記5①ウに記載のとおり適合している
<再掲>		ものと認められる。
【基幹放送普及計画 第2-1(3)】		
【放送法関係審査基準 別紙2-14】		
ス 補完放送のみを行うもの	_	提出された事業計画書により審査した結
【放送法関係審査基準 別紙2-15】		果、補完放送であってテレビジョン放送の
		映像に伴うもの以外のものの放送を行う者
		に該当しないため、審査を要しない。
セ 個人情報の保護体制の整備	適	提出された事業計画書等により審査した
【放送法関係審査基準 別紙2-16】		結果、個人情報の保護に関する事項の調書
		において、個人情報の保護の体制を構築し、
		実施要領等を定めていることから、適合し
		ているものと認められる。
ソ 有料放送の契約に関する体制	適	有料放送を行う申請者については、提出
(有料放送を行う場合)		された事業計画書等により審査した結果、
【放送法関係審査基準 別紙2-17】		提供条件の説明及び苦情等の処理に関する
		事項の調書において、顧客管理体制を実績
		のある顧客管理業務事業者へ委託して構築
		する計画となっていることから、適合して
		いるものと認められる。
タ 試験放送の業務を行う場合の条	_	今回の申請者は、実用放送を行う者であ

	件		ることから、審査を要しない。
	【放送法関係審査基準 別紙2-18】		
6	欠格事由	適	下記のとおり適当であると認められる。
	アー外国性	適	申請者は、日本国の法人として設立登記
	【放送法第93条第1項第6号イ、ロ、ハ、		されているものであり、その特定役員の全
	二、木】		てが日本の国籍を有すること等から、左記
			事項に該当しないと認められる。
	イ 放送法又は電波法による処罰経歴等	適	申請者及びその役員全員について、放送
	の有無		法及び電波法(昭和25年法律第131号)に
	【放送法第 93 条第1項第6号へ、ト、チ、		よる処罰経歴等はないことから、左記事項
	リ、ヌ、ル】		に該当しないと認められる。

(注)放送法関係審査基準別紙2-4及び別紙2-13については、審査対象に該当しないため、 省略する。

2. BS右旋について

BS右旋については、1のとおり、6者が放送法第93条第1項へ適合し、指定することのできる周波数が不足することから、比較審査を実施した。6者中、5者(※1)が、以下のとおり、特定申請の要件に適合するものであり、日本放送協会の一部帯域の返上等により2トランスポンダの空き周波数を確保できることとなる(※2)。放送法関係審査基準において、「2トランスポンダの空き周波数が確保できる場合には、特定申請を優先する」こととされており、すべての特定申請(5者)を認定することが適当であると認められる。特定申請ではない(株)WOWOWは劣後する。

※1 (株)ビーエス朝日、(株)BSジャパン、(株)BS-TBS、(株)BS日本、(株)ビーエスフジ ※2 BS4K・8K試験放送に使用されている1トランスポンダに加え、①平成28年9月末の データ放送番組の終了により「1.5/48トランスポンダ」を確保済みであり、②上記民放5 局から今回の4K放送の業務の申請に伴い既存の2K放送の帯域から合計「40/48トラ ンスポンダ」が返上される予定であるとともに、③NHKから「6.5/48トランスポンダ」が返 上される予定である。

(特定申請の要件への適合性の審査)

審査項目	審査結果
1 認定申請又は指定事項変更申請に係るト	適 下記のとおり適当であると認められる。
ランスポンダ数	
【放送法関係審査基準 別紙3-4(4)ア】	

ı		ı	
	① 認定申請に係るトランスポンダ数	適	BS右旋の4K・8K放送の業務であっ
			て、使用トランスポンダ数が3分の1以下
			の認定申請を行っているため、適合するも
			のと認められる。
	② 指定事項変更申請に係るトランスポン	適	認定申請と同時に、BS右旋の既存の2
	ダ数		K放送の業務に使用するトランスポンダ数
			を、認定を条件に認定の日から1年6月を
			経過する日までに6分の1以上減少する指
			定事項変更申請を行っているため、適合す
			るものと認められる。
2	一次比較審査の項目	適	下記のとおり適当であると認められる。
【方	女送法関係審査基準 別紙3-4(4)イ】		
		`±	19月14年 日の七半叶田人仕におはても
	③ 広告放送の割合	適	一週間当たりの放送時間全体における対
	【放送法関係審査基準 別紙3-4(8)		価を得て行う広告放送に係る放送時間の占
	による2(1)】		める割合が3割を超えないことが放送事項
			に明確に記載されていることから、適合す
	A = 4.55 0 10=#	` *	るものと認められる。
	4 青少年の保護	適	成人向け番組を含む放送を行わないこと
	【放送法関係審査基準 別紙3-2(2)】 		が放送事項に明確に記載されていることかし
		\ -	ら、適合するものと認められる。
	⑤ 字幕番組の充実	適	字幕付与可能な放送番組に係る一週間当
	【放送法関係審査基準 別紙3-2(3)】		たりの放送時間全体における字幕を付与す
			る放送番組に係る放送時間の占める割合が
			5 割以上であることが事業計画書に明確に
			記載されていることから、適合するものと
		\ -	認められる。
	⑥ 放送番組の高画質性	適	4 Kカメラ等により制作・編集された放
	【放送法関係審査基準 別紙3-2(4)】 		送番組以外の放送番組であることをその受
			信者が明らかに識別することができるよう
			にするための措置を講ずることが放送事項
			に明確に記載されていることから、適合す
_	**************************************	\	るものと認められる。
3	希望する周波数	適	希望する周波数のうち中央の周波数につ
【放送法関係審査基準 別紙3-4(4)ウ】			いて、BS 右旋の全ての周波数のうちのいず
			れでもよい旨が、業務認定申請書の希望す
			る周波数の項目に明確に記載されているこ
			とから、適合するものと認められる。

- 3. BS(左旋)、東経110度CS(左旋)について
- BS(左旋)、東経 110 度CS(左旋)については、1のとおり、5者が放送法第 93条第1項へ適合し、指定することのできる周波数が不足せず、次のとおり認定をすることが適当であると認められる。
- ① SCサテライト放送(株)(※1)、(株)QVCサテライト、(株)東北新社、(株)WOWOW(※2)については、BS(左旋)において認定。
- ② (株)スカパー・エンターテイメントについては、東経 110 度 C S (左旋) において認定。
 - ※1 第1希望をBS(左旋)、第2希望を東経110度CS(左旋)とし、BS(左旋)の周波数が不足しないことから、第1希望のBS(左旋)において認定。
 - ※2 第1希望のBS(右旋)において、指定できる周波数が不足し劣後することから、第2希望のBS(左旋)において認定。

審査の結果(日本放送協会)

放送法(昭和25年法律第132号)第24条の規定により読み替えて適用する同法第93条第1項及び放送法関係審査基準(平成23年6月29日総務省訓令第30号)第6条に基づく審査の結果は以下のとおり、適合することから、認定することが適当であると認められる。

審査基準		結果		
1 基幹放送局設備の確保可能性		株式会社放送衛星システムが免許を受け		
【放送法第93条第1項第1号】		ている基幹放送局を使用することとしてお		
【放送法関係審査基準第6条(1)】		り、申請対象周波数を希望しているため、		
		申請の業務に用いられる基幹放送局設備を		
		確保することが可能であるものと認められ		
		る。		
2 業務を維持するに足りる経理的基礎及び	適	下記のとおり適当であると認められる。		
技術的能力				
【放送法第93条第1項第2号】				
【放送法関係審査基準第6条(2)(3)】				
①-ア 事業開始までの所要資金の調達	適	提出された事業収支見積書等により審査		
見通し		した結果、受信料収入等により必要な資金		
【放送法関係審査基準第6条(2)ア】		の調達が可能であり、かつ、その方法が適		
		正なものであると認められる。		
①-イ 事業開始後の継続性	適	提出された事業収支見積書等により審査		
【放送法関係審査基準第6条(2)イ】		した結果、事業全体において、受信料収入		
		等により、合理的な収支見積りに基づいて		
		おり、事業開始後において継続的な運営を		
		確保するための経理的基礎があるものと認		
		められる。		
②-ア 設備維持業務を確実に実施する	適	提出された事業計画書等により審査した		
ための体制整備		結果、設備維持業務を確実に実施するため、		
【放送法関係審査基準第6条(3)ア】		必要な要員を配置し、緊急時の連絡体制を		
		整備することとしていることから、適合し		
		ていると認められる。		
②-イ 設備維持業務従事者の実施能力	適	提出された事業計画書等により審査した		
【放送法関係審査基準第6条(3)イ】		結果、設備維持業務に従事する者が当該業		
		務を確実に実施できる実務経験等を有して		
		いることから、適合していると認められる。		
3 業務に用いられる電気通信設備の技術基	適	提出された申請書により審査した結果、		

準への適合			下記のとおり、電気通信設備が総務省令で
【放送法第93条第1項第3号】			定める技術基準に適合していると認められ
【放送法関係審査基準第6条(4)】			న 。
	① 設備の破壊又は故障に対する措置	適	放送法第 111 条第2項第1号の規定によ
	【放送法関係審査基準第6条(4)ア】		る設備の損壊又は故障に対する措置につい
			て、当該業務に用いられる電気通信設備は、
			放送法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会
			規則第 10 号) 第 104 条から第 115 条まで及
			び第 122 条の規定に従い、放送法関係審査
			基準別添1に掲げる対策を講ずるものであ
			り、適当と認められる。
	② 衛星基幹放送の品質に対する措置	適	法第 111 条第2項第2号の規定による衛
	【放送法関係審査基準第6条(4)イ】		星基幹放送の品質に対する措置について、
			標準テレビジョン放送等のうちデジタル放
			送に関する送信の標準方式 (平成 23 年総務
			省令第87号)第1章、第5章及び第6章に
			適合するものであり、適当であると認めら
			れる。
4	欠格事由	適	下記のとおり適当であると認められる。
	アー外国性	適	役員は全て日本人であること等から、左
	【放送法第93条第1項第6号二、ホ】		記事項に該当しないと認められる。
	イ 放送法又は電波法による処罰経歴等	適	申請者及びその役員全員について、放送
	の有無		法及び電波法 (昭和 25 年法律第 131 号) に
	【放送法第93条第1項第6号へ、ト、チ、		よる処罰経歴等はないことから、左記事項
	リ、ヌ、ル】		に該当しないと認められる。
			ı

審査の結果((一社)放送サービス高度化推進協会)

放送法(昭和25年法律第132号)第93条第1項、基幹放送の業務に係る特定役員 及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務 省令第26号)第8条、基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)第2並び に放送法関係審査基準(平成23年6月29日総務省訓令第30号)第6条及び別紙2 に基づく審査の結果は適合することから、認定することが適当であると認められる。

審査基準		結果		
1 基幹放送局設備の確保可能性	適	スカパーJSAT 株式会社が免許を受けてい		
【放送法第93条第1項第1号】		る基幹放送局を使用することとしており、		
【放送法関係審査基準第6条(1)】		申請対象周波数を希望しているため、申請		
		の業務に用いられる基幹放送局設備を確保		
		することが可能であるものと認められる。		
2 業務を維持するに足りる経理的基礎及び	適	下記のとおり適当であると認められる。		
技術的能力				
【放送法第93条第1項第2号】				
【放送法関係審査基準第6条(2)(3)】				
①-ア 事業開始までの所要資金の調達	適	提出された事業計画書により審査した結		
見通し		果、事業開始までに要する資金を会費によ		
【放送法関係審査基準第6条(2)ア】		り集金することとしており、当該協会規則		
		から、必要な資金を調達することが可能で		
		あり、その方法が適正なものであると認め		
		られる。		
①-イ 事業開始後の継続性	適	提出された事業収支見積書等により審査		
【放送法関係審査基準第6条(2)イ】		した結果、各年度ごとに合理的な収支見積		
		りとなっており、かつ、事業全体において		
		各年度経常利益を確保していることから、		
		事業開始後において継続的な運営を確保す		
		るための経理的基礎があるものと認められ		
		る。		
②-ア 設備維持業務を確実に実施する	適	提出された事業計画書等により審査した		
ための体制整備		結果、設備維持業務を確実に実施するため、		
【放送法関係審査基準第6条(3)ア】		必要な要員を配置し、緊急時の連絡体制を		
		整備することとしていることから、適合し		
		ていると認められる。		
②-イ 設備維持業務従事者の実施能力	適	提出された事業計画書等により審査した		
【放送法関係審査基準第6条(3)イ】		結果、設備維持業務に従事する者が当該業		

ı			
			務を確実に実施できる実務経験等を有して
			いることから、適合していると認められる。
3	業務に用いられる電気通信設備の技術基	適	提出された申請書により審査した結果、
準への適合			下記のとおり、電気通信設備が総務省令で
【方	【放送法第93条第1項第3号】		定める技術基準に適合していると認められ
【方	女送法関係審査基準第6条(4)】		る。
	① 設備の破壊又は故障に対する措置	適	放送法第 111 条第2項第1号の規定によ
	【放送法関係審査基準第6条(4)ア】		る設備の損壊又は故障に対する措置につい
			て、当該業務に用いられる電気通信設備は、
			放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会
			規則第 10 号) 第 104 条から第 115 条まで及
			び第 122 条の規定に従い、放送法関係審査
			基準別添1に掲げる対策を講ずるものであ
			り、適当と認められる。
	② 衛星基幹放送の品質に対する措置	適	法第 111 条第2項第2号の規定による衛
	【放送法関係審査基準第6条(4)イ】		星基幹放送の品質に対する措置について、
			標準テレビジョン放送等のうちデジタル放
			送に関する送信の標準方式 (平成 23 年総務
			省令第87号)第1章、第5章及び第6章に
			適合するものであり、適当であると認めら
			れる。
4	表現の自由ができるだけ多くの者によっ	適	提出された事業計画書等により審査した
7	(享有されるか		結果、放送法第 93 条第 1 項第 4 号及び基幹
【方	女送法第 93 条第 1 項第 4 号】		放送の業務に係る特定役員及び支配関係の
【∄	基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関		定義並びに表現の自由享有基準の特例に関
1	系の定義並びに表現の自由享有基準の特例		する省令第8条に規定する要件に適合して
(:	に関する省令第8条】		いるものと認められる。
【方	女送法関係審査基準第6条(5)】		
5	基幹放送普及計画への適合と普及・健全	適	下記のとおり適当であると認められる。
t,	な発達		
【方	【放送法第93条第1項第5号】		
【方	【放送法関係審査基準第6条(6)】		
【基	【基幹放送普及計画第2】		
【方	【放送法関係審査基準 別紙2】		
	①「基幹放送普及計画」に適合	適	下記のとおり適当であると認められる。
	ア 放送番組間の調和を保持(総合	-	提出された事業計画書等により、申請者
	放送の場合)		は、総合放送を計画していないため、審査
	【基幹放送普及計画 第2-1(1)】		を要しない。
			

イ 教育番組の編集及び放送の条件	I	提出された事業計画書等により、申請者
に適合		は、教育番組の編成を計画していないため、
【基幹放送普及計画 第2-1(2)】		審査を要しない。
【放送法関係審査基準別紙2一		
9]		
│ │	適	提出された事業計画書等により審査した
【基幹放送普及計画 第2-1(3)】		結果、災害放送に関する事項の調書におい
		て、災害放送の体制を構築し、災害に関す
		る放送を実施する計画となっていることか
		ら、適合しているものと認められる。
エ 学校教育を妨げる広告を含まな	_	提出された事業計画書等により、申請者
いこと		は、学校向けの教育番組の放送を計画して
【基幹放送普及計画 第2-1(4)】		いないため、審査を要しない。
オー独占供給協定を締結しないこと	適	提出された事業計画書等により審査した
【基幹放送普及計画 第2-1(5)】		 結果、週間放送番組の編集に関する事項の
 【放送法関係審査基準 別紙2-12】		 調書等において、特定の者からのみ放送番
		│ │組の供給を受けることとなる条項を含む協│
		定を締結しないこととしていることから、
		適合しているものと認められる。
 ②「放送法関係審査基準 別紙2」の基準	適	下記のとおり適当であると認められる。
への適合	, <u></u>	
ア事業計画の実施の確実性	適	
	,100	焼山でれた事業計画書寺により番丘した 結果、放送番組の具体的な調達の体制があ
		福未、放送番組の具体的な調達の体制がの
, <u> </u>	\- 	ことが可能なものであると認められる。
イ 放送番組の編集の適合性	適	提出された事業計画書等により審査した
【放送法関係審査基準 別紙2-2】		結果、策定する放送番組の編集の基準にお
公安及び善良な風俗を害さない	適	いて、左記事項に関し、適正に規定されて
【放送法関係審査基準 別紙2-		いることから、適合しているものと認めら
2 (1)]		れる。
政治的公平	適	
【放送法関係審査基準 別紙2一		
2 (2)]		
報道は事実を曲げない	適	
【放送法関係審査基準 別紙2-		
2 (3)]		
対立意見の多角的論点の明示	適	
	<u> </u>	

2 (3)]			
ウ 教育的効果を目的とする放送を	_	申請者は、教育的効果を目的とする放送	
専ら行う者		を専ら行う者に該当しないため、審査を要	
【放送法関係審査基準 別紙2-3】		しない。	
エー視聴覚障害者への配慮	適	提出された事業計画書等により審査した	
【放送法関係審査基準 別紙2-5】		結果、視聴覚障害者向け放送を実施する計	
		画となっていることから、適合しているも	
		のと認められる。	
オー放送番組の編集の基準の策定等	適	提出された事業計画書等により審査した	
【放送法関係審査基準 別紙2-6】		結果、放送番組の種別及び放送の対象とす	
		る者に応じた放送番組の編集の基準を策定	
		し、その基準に従って放送番組を編集及び	
		放送を行う計画となっていることから、適	
		合しているものと認められる。	
カ 放送番組の編集の基準の公表	適	提出された事業計画書等により審査した	
【放送法関係審査基準 別紙2-7】		結果、放送番組の編集の基準を定めた場合	
		及び変更した場合には、放送法第5条第2	
		項の規定によりこれを公表する計画として	
		いることから、適合しているものと認めら	
		れる。	
キ 番組審議機関の設置	適	提出された事業計画書等により審査した	
【放送法関係審査基準 別紙2-8】		結果、7名以上の審議委員による放送番組	
		審議機関を設置することとしていることか	
		ら、適合しているものと認められる。	
ク 教育番組の編集及び放送の条件	_	上記5①イに記載のとおり審査を要しな	
に適合<再掲>		Lv _o	
【基幹放送普及計画 第2-1(2)/			
放送法関係審査基準 別紙2-9】			
ケ 学校教育を妨げる広告を含まな	_	上記5①エに記載のとおり審査を要しな	
いこと<再掲>		l,°	
【放送法関係審査基準 別紙2-10】			
コ 毎日放送を行うこと	-	提出された事業計画書等により審査した	
【放送法関係審査基準 別紙2-11】		結果、申請者は、衛星基幹放送試験局を用	
		いて行う衛星基幹放送の業務を行うもので	
		あるため、審査を要しない。	
サ 独占供給協定を締結しないこと	適	上記5①オに記載のとおり適合している	
<再掲>		ものと認められる。	
【基幹放送普及計画 第2-1(5)】			

【放送法関係審査基準 別紙2-12】		
シ 災害に関する放送を行うこと	適	上記5①ウに記載のとおり適合している
<再掲>		ものと認められる。
【基幹放送普及計画 第2-1(3)】		
【放送法関係審査基準 別紙2-14】		
ス 補完放送のみを行うもの	_	提出された事業計画書により審査した結
【放送法関係審査基準 別紙2-15】		果、補完放送であってテレビジョン放送の
		映像に伴うもの以外のものの放送を行う者
		に該当しないため、審査を要しない。
セ 個人情報の保護体制の整備	適	提出された事業計画書等により審査した
【放送法関係審査基準 別紙2-16】		結果、個人情報の保護に関する事項の調書
		において、個人情報の保護の体制を構築し、
		実施要領等を定めていることから、適合し
		ているものと認められる。
ソ 有料放送の契約に関する体制	_	提出された事業計画書等により審査した
(有料放送を行う場合)		結果、申請者は、試験放送を行うものであ
【放送法関係審査基準 別紙2-17】		り、有料放送の実施を計画していないため、
		審査を要しない。
タ 試験放送の業務を行う場合の条	適	下記のとおり適当であると認められる。
件		
【放送法関係審査基準 別紙2-18】		
① 試験、研究又は調査の目的及	適	提出された事業計画書等により審査した結
び内容		果、超高精細度テレビジョン放送の実用化に
【放送法関係審査基準 別紙2一		向けた実証試験、研究等を行うものであること
18(1)]		から、適合しているものと認められる。
② 試験、研究又は調査の計画の	適	提出された事業計画書等により審査した結
合理性		果、放送事業者、放送用の受信機等の製造
【放送法関係審査基準 別紙2一		業者等による協力を得つつ、超高精細度テレ
18 (2)]		ビジョン放送の試験放送を実施することがで
		きる体制を有すること等から、適合しているも
		のと認められる。
③ 放送番組が必要な範囲内の	適	提出された事業計画書等により審査した結
ものであり、他人の営業に関す		果、放送番組の編集の基準において営業広
る広告を含むものでないこと		告を行わない旨が定められていること等か
【放送法関係審査基準 別紙2一		ら、適合しているものと認められる。
18 (3)]		
各事由		下記のとおり適当であると認められる。
外国性	適	申請者は、日本国の法人として設立登記

	【放送法第93条第1項第6号イ、ロ、ハ、		されているものであり、その特定役員の全	
二、ホ】			てが日本の国籍を有すること等から、左記	
			事項に該当しないと認められる。	
	イ 放送法又は電波法による処罰経歴等	適	申請者及びその役員全員について、放送	
	の有無		法及び電波法(昭和 25 年法律第 131 号)に	
	【放送法第93条第1項第6号へ、ト、チ、		よる処罰経歴等はないことから、左記事項	
	リ、ヌ、ル】		に該当しないと認められる。	

⁽注)放送法関係審査基準別紙2-4及び別紙2-13については、審査対象に該当しないため、 省略する。

○ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)抜粋

(基幹放送業務の認定の特例)

第二四条 総務大臣が協会について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる要件」とあるのは、「次に掲げる要件(第四号、第五号及び第六号(イからハまでに係る部分に限る。)を除く。)」とする。

(認定)

- 第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者(電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。
 - 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
 - 二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 三 当該業務に用いられる電気通信設備(基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。)が第百十一条第一項の総務省令で定める技術 基準に適合すること。
 - 四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基 幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この 限りでない。
 - イ 基幹放送事業者
 - ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者
 - ハ イ又は口に掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者
 - 五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。
 - 六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで(衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。) のいずれにも該当しないこと。
 - イ 日本の国籍を有しない人
 - ロ 外国政府又はその代表者
 - ハ 外国の法人又は団体
 - ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの
 - ホ 法人又は団体であつて、(1) に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者に より (2) に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの(二に該当する場合を除く。)
 - (1) イからハまでに掲げる者
 - (2) (1) に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
 - へ この法律又は電波法 に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

- ト 第百三条第一項又は第百四条(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- リ 電波法第七十五条第一項 又は第七十六条第四項 (第四号を除く。)の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二 年を経過しない者
- ヌ 電波法第二十七条の十五第一項 又は第二項 (第三号を除く。)の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項 の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの
- 2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項(衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業 務に係る人工衛星の軌道又は位置)を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 基幹放送の種類
 - 三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称
 - 四 希望する放送対象地域
 - 五 基幹放送に関し希望する周波数
 - 六 業務開始の予定期日
 - 七 放送事項
- 八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
- 3 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第一項の認定(協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。)の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新(地上基幹放送の業務に係るものに限る。)の申請についても、同様とする。
- 5 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間(地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第七項の公示の期間と同一の期間)とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。
- 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成二十七年三月二十七日総務省令第二十六号) 抜粋

第1条~第2条 (略)

(特定役員の定義)

- 第三条 法第二条第三十一号の総務省令で定める者は、業務執行役員及び業務執行決定役員とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第二条第三十一号の法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者であり、かつ、当該 法人又は団体の業務執行決定役員であって業務執行役員でない者の数の当該法人又は団体の業務執行決定役員の総数に占める割合が三分の一を超 えない場合における当該業務に係る同号の総務省令で定める者は、業務執行役員とする。

(特別の関係)

第四条 法第二条第三十二号イの総務省令で定める特別の関係は、次のいずれかに該当する関係とする。

- 一 一の者が有する法人又は団体(一般社団法人等を除く。以下この号において同じ。)の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める 割合が二分の一を超える場合における当該一の者(以下この条において「支配株主等」という。)と当該法人又は団体(以下この条において「被 支配法人等」という。)との関係
- 二 一の法人又は団体の特定役員で他の法人又は団体(一般社団法人等に限る。以下この号において同じ。)の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の特定役員の総数に占める割合が二分の一を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係
- 2 被支配法人等が有する他の法人又は団体(一般社団法人等を除く。以下この項において同じ。)の議決権の数の当該他の法人又は団体の議決権の総数に占める割合が二分の一を超える場合には、当該他の法人又は団体も、支配株主等の被支配法人等とみなして前項第一号の規定を適用する。

(支配関係に該当する議決権の占める割合)

第五条 法第二条第三十二号イの総務省令で定める割合は、十分の一とする。

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、法第二条第三十二号イの法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。

第六条~第七条 (略)

通則)

- 第八条 法第九十三条第一項第四号ただし書(法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の総務省令で定める場合は、申請者等(二以上の者が申請者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該二以上の者ごとの申請者等)が次の各号のいずれにも適合する場合(当該申請者等が認定放送持株会社等である場合にあっては、当該認定放送持株会社等が次の各号のいずれにも適合する場合又は当該認定放送持株会社等に係る認定放送持株会社が次条各号のいずれにも適合する場合)とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。
 - ー 申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 当該テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域が重複しないこと。
 - ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超えないこと。
- 二 申請者等がラジオ放送(コミュニティ放送を除く。以下この号において同じ。)による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が 四を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 当該ラジオ放送による地上基幹放送の業務に係る一の放送対象地域の全部又は一部において申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業 務に関し使用する放送系の数の合計(ロの放送系の数の合計に含まれるものを除く。)にロの放送系の数の合計を加えた数が、いずれの放送対

象地域においても四を超えないこと。

- ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送 系の数の合計が四を超えないこと。
- 三 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送(コミュニティ放送に限る。)による地上基幹放送 の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあっては、それらの放送系に係る放送対象地域がいずれも特定の一の市区町村の区 域をその全部又は一部とするものであること。
- 四 申請者等にラジオ放送(コミュニティ放送を除く。)による地上基幹放送の業務を行う者及びラジオ放送(コミュニティ放送に限る。)による 地上基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 当該ラジオ放送(コミュニティ放送を除く。)による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と当該ラジオ放送(コミュニティ放送に限る。) による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域とが重複しないこと。
 - ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等にラジオ放送(コミュニティ放送を除く。)による地上基幹放送の業務を行う者又はラジオ放送(コミュニティ放送に限る。)による地上基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。
- 五 申請者等に係る第二条第十七号に規定する一の者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有し、かつ、当該一の者がそれらのテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域においてラジオ放送(全国放送を除く。以下この号において同じ。)による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はラジオ放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該一の者が当該重複する地域において新聞社を自ら経営し、又は新聞社を経営する者に対して支配関係を有するものでないこと。ただし、当該重複する地域において、他に基幹放送事業者、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者がある場合であって、当該一の者(当該一の者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者を含む。)がニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないときは、この限りでない。
- 六 申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 申請者等が衛星基幹放送(超高精細度テレビジョン放送を除く。)の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。
 - ロ 申請者等が衛星基幹放送(超高精細度テレビジョン放送に限る。)の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。
- 七 申請者等に地上基幹放送の業務を行う者及び衛星基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合にあっては、次のいずれにも該当すること。 イ 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が有する衛星基幹放送(放送衛星業務用の周波 数を使用して行われるものに限る。以下このイにおいて同じ。)の業務を行う者の議決権の数の当該衛星基幹放送の業務を行う者の議決権の総 数に占める割合が三分の一を超え二分の一以下の場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を支配関係に該当しない ものとみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。
 - ロ 申請者等が衛星基幹放送(放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものを除く。)の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を 超えないこと。
- 八 申請者等が移動受信用地上基幹放送(全国放送に限る。)の業務に関し使用するセグメント数の合計が十三を超えないこと。

- 九 申請者等が移動受信用地上基幹放送(広域放送又は県域放送に限る。以下この号において同じ。)の業務に関し使用するセグメント数の合計が 一の放送対象地域において六を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。
 - イ 当該移動受信用地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が二を超えないこと。
 - ロ 当該移動受信用地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が二である場合にあっては、これらの放送対象地域が隣接すること。
- 十 申請者等に、次のいずれかに該当する者が属さないこと。
 - イ 地上基幹放送 (テレビジョン放送及びラジオ放送を除く。) の業務を行う者
 - ロ 移動受信用地上基幹放送(全国放送、広域放送及び県域放送を除く。)の業務を行う者
 - ハ 日本放送協会又は放送大学学園

(認定放送持株会社であって総務省令で定めるもの)

- 第九条 法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第四号ハの認定放送持株会社であって総務省令で定めるものは、次の各号のいずれにも適合する認定放送持株会社とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。
 - 一 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が前条各号(第一号ロ、第二号ロ、第三号、第四号ロ及び第七号イを除く。)のいずれにも適合すること。この場合において、同条第二号イ中「の数の合計(ロの放送系の数の合計に含まれるものを除く。)にロの放送系の数の合計を加えた数」とあるのは、「の数の合計」とする。
 - 二 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第一号ロ、 第二号ロ、第三号及び第四号ロのいずれにも適合する場合は、この限りでない。
 - イ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、次に掲げる数の合計が十二を超えないこと。
 - (1) 当該認定放送持株会社等がテレビジョン放送及びラジオ放送(全国放送、外国語放送及びコミュニティ放送を除く。)による地上 基幹放送の業務に関し使用する放送系に係る放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県の数
 - (2) 当該認定放送持株会社等がラジオ放送(全国放送及び外国語放送に限る。)による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数
 - (3) 当該認定放送持株会社等がラジオ放送(コミュニティ放送に限る。)による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系に係る放送 対象地域の全部又は一部を含む市区町村の数
 - ロ 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、二以上の放送系に係る地上基幹放送の業務を自ら行うも のでないこと。
 - (2) 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、当該地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する 放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有しないこと。
 - (3) 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、他の地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有しないこと。
 - 三 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第七号イに 適合する場合は、この限りでない。
 - イ 衛星基幹放送(放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。)の業務に関し使用するトランス

ポンダ数の合計が○・五を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

- (1) 衛星基幹放送(超高精細度テレビジョン放送を除く。) の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が○・五を超えないこと。
- (2) 衛星基幹放送(超高精細度テレビジョン放送に限る。)の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が○・五を超えないこと。
- ロ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が衛星基幹放送の業務を自ら行うものでないこと。
- ハ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して支配関係を有しないこと。
- 四 基幹放送の業務を行う者(当該認定放送持株会社の子会社を除く。)の特定役員で当該認定放送持株会社の特定役員の地位を兼ねる者の 数の当該認定放送持株会社の特定役員の総数に占める割合が五分の一を超えないこと。
- 五 基幹放送の業務を行う者(当該認定放送持株会社の子会社を除く。)の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が当該認定放送持株会社の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねないこと。

第十条~第十五条 (略)

基幹放送普及計画(昭和六十三年郵政省告示第六百六十号)抜粋

放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条の二第五項の規定に基づき、放送普及基本計画を次のとおり告示する。

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

我が国の基幹放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会(以下「協会」という。)、大学教育のための放送を行う放送大学学園法(平成14年法律第156号)第3条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。)及び原則として地域社会を基盤として基幹放送を行う協会及び学園以外の基幹放送事業者(以下「民間基幹放送事業者」という。)により行うこととされている。このような体制の下で、基幹放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、基幹放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び民間基幹放送事業者の特質が十分発揮されるようにし、また、基幹放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における基幹放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。

このため、次のとおり、指針及び基本的事項を定める。

- 1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針
- (1) 国内放送の普及
 - ア 地上基幹放送

(略)

イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあっては右旋円偏波(電波の伝搬の方向に向かって電界

ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。)の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあっては左旋 円偏波(円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。)の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

(ア) 協会の衛星基幹放送

- A 協会の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる衛星基幹放送(放送衛星業務用の周波数を使用するものに限る。)を行うこと。
 - (A) 高精細度テレビジョン放送(一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行う場合における当該標準テレビジョン放送又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行う場合における当該標準テレビジョン放送を含む。)
 - (B) 超高精細度テレビジョン放送
- B Aの放送については、首都直下型地震等により地上基幹放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星基幹放送による放送の特性を生かすものとする。
- C A(A)の放送については、その周波数(右旋円偏波の電波に係るものに限る。)の1の範囲内において、次の(A)及び(B)に掲げる各1系 統の放送を行うこと。
 - (A) 衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送
 - (B) 外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを 目的とする総合放送
- D A(A)の放送については、多様化・高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及に取り組むものとする。
- E C(B)の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組むものとする。
 - (A) 各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者(国内において放送番組の制作の事業を行う者(協会の子会社及び関連会社を除く。)をいう。以下同じ。)に制作を委託した放送番組(協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。)及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。
 - (B) 各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加 した放送番組の放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよう努めること。
- F A(B)の放送については、超高精細度テレビジョン放送の普及の促進に資するため、次の(A)及び(B)に掲げる各1系統の放送をそれぞれの放送の特性を生かして行うこと。
 - (A) その周波数(右旋円偏波の電波に係るものに限る。)の1/3の範囲内において行う総合放送
 - (B) その周波数(左旋円偏波の電波に係るものに限る。)の1の範囲内において行う総合放送
- G A(B)の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組むものとする。
 - (A) Dに規定する事項
 - (B) 左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境の整備に配慮すること。

- H F(B)の放送については、一部の時間帯において、複数の超高精細度テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。
- I 左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境が一定程度整備され、当該周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送 が普及した段階で、協会の衛星基幹放送に係る放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標について見直すものとする。
- (イ) 学園の衛星基幹放送 (略)
- (ウ) 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、それぞれの特性を生かした放送を行うこと。また、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

ウ 移動受信用地上基幹放送の普及

(略)

(2) • (3) (略)

(4) その他放送の多様化、高度化等のための施策

ア~ウ (略)

- エ 衛星基幹放送(放送衛星業務用の周波数を使用するものに限る。)による超高精細度テレビジョン放送については、当該超高精細度テレビジョン放送(衛星基幹放送試験局を用いて行われる試験放送を除く。)が開始するまでの間に、将来の実用化に資するため、放送衛星業務用の周波数の1を使用する協会及び協会以外の基幹放送事業者による試験放送(衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。)を実施できるようにすること。この場合において、当該試験放送については、協会及び協会以外の基幹放送事業者の2者により、1の周波数を分割して、又は当該周波数を一定時間ずつ使用することとし、1日当たりの放送時間は、それぞれ12時間以内(1の周波数を分割せずに使用する場合に限る。1の周波数を分割して使用する場合には、周波数の分割方法に応じてこれに相当する割合となる時間以内)とする。
- オ 衛星基幹放送 (放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。) による超高精細度テレビジョン放送については、将来の実 用化に資するため、周波数事情等を勘案の上、試験放送を実施できるようにすること。
- カ 以上のほか、放送に対する多様な需要に応ずるため、必要と認められる場合には、周波数事情等を勘案の上、試験放送又は臨時かつ一時 の目的のための放送を適時適切に実施できるようにするとともに、基幹放送局の置局を円滑に促進するための環境の整備を図ること。

2 · 3 (略)

- 第2 放送法第93条第1項第5号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合(特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、電波法第7条 第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合)
- 1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。
- (1) 放送法第106条第1項の規定に基づき、放送番組の相互の間の調和を保つこと(総合放送を行うものに限る。)。
- (2) 放送法第106条第2項の規定に基づき、教育番組の編集及び放送に当たって、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること(この場合

において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること。)。

- (3) 放送法第108条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、 その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をすること。
- (4) 放送法第109条の規定に基づき、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めないこと。
- (5) 放送法第110条の規定に基づき、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結しない こと。
- 2 (略)
- 第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数(衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数)の目標
- 1 総則
- (1) (2) (略)
- (3) 次のいずれかに該当する基幹放送については、当該基幹放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、個別に必要な基幹放送が実施できるよう措置するものとする。

ア~エ (略)

オ 衛星基幹放送(次のいずれかに該当する基幹放送を除く。)

- (ア) 協会又は学園の衛星基幹放送
- (イ) 高精細度テレビジョン放送
- (ウ) 超高精細度テレビジョン放送

カ (略)

- 2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標
- (1) (2) (略)
- (3) 衛星基幹放送

ア 協会の衛星基幹放送

基幹放達	送の区分	放送対象地域	放送系により放送をすること のできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放送	総合放送	全国	2 (注1) (注2)
超高精細度テ	総合放送	全国	2

レビジョン放		
送以外のテレ		
ビジョン放送		

- (注1) 右旋円偏波の電波の周波数及び左旋円偏波の電波の周波数を使用して、それぞれ1番組の放送を行うものとする。
- (注2) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送にあっては1の周波数を3分割して利用する場合の放送番組の数とし、左旋円偏波の電波の 周波数を使用する放送にあっては1の周波数を分割せずに利用する場合の放送番組の数とする。

イ 学園の衛星基幹放送

1 1 1 1 1 2 2 1 7 7 1 2			
基幹放送	送の区分	放送対象地域	放送系により放送をすること のできる放送番組の数の目標
超短波放送		全国	1
超高精細度テ	大学教育放送		
レビジョン放		全国	1
送以外のテレ		土ഥ	1
ビジョン放送			

ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送をすること のできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放送	全国	18 程度 (注 1) (注 2) (注 3)
超高精細度テレビジョン放送 以外のテレビジョン放送	全国	43程度~65程度(注4)(注5)

- (注1) 1の周波数を放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあっては2分割、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあっては3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。
- (注2) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、21程度とする。
- (注3) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち2程度とする。ただし、右旋円偏波の電波の周波数を使用する 超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち5 程度とする。

- (注4) 1の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。
- (注5) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、41程度~62程度とする。

(4)・(5) (略)

○ 放送法関係審査基準(平成二十三年総務省訓令第三十号)抜粋

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定(電波法(昭和25年 法律第131号)第7条第2項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。)及び法第97条第1項の規定に基づく放送事項等の変更許可、法第116条の3第1項の規定に基づく経営基盤強化計画の認定及び法第116条の4第1項の規定に基づく経営基盤強化計画の変更の認定、法第126条から第128条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第130条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第140条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第159条第2項(法第165条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、法及び放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「規則」という。)の定める ところによる。

第2章 地上基幹放送の業務の認定等

第3条~第4条 (略)

第3章 衛星基幹放送の業務の認定等

(趣旨)

第5条 法第93条第1項による衛星基幹放送の業務の認定及び第97条第1項による放送事項等の変更許可を行うに当たっては、この章に定めると ころによるものとする。

(認定の基準)

- 第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。
 - (1) 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。 基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放

送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る衛星基幹放送の業務を確実に実施できること。また、二以上の衛星基幹放送事業者により一の周波数を一定時間ずつ使用する場合は、別紙1の2の基準に合致すること。

(2) 衛星基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎があること。

衛星基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。

ア 事業開始までの所要資金の調達見通し

事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。

イ 事業開始後の継続性

事業収支見積りについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な加入予測を基に算出された内容のものであって、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。

- (3) 衛星基幹放送事業者の業務を維持するに足りる技術的能力は、次に適合するものであること。
 - ア 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が法第 111 条第 1 項に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務(以下この章において「設備維持業務」という。)を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。
 - イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。
- (4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合するものであること。
 - ア 法第 111 条第 2 項第 1 号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第 104 条から第 115 条まで及び第 122 条の規定 に従い、別添 1 に掲げる対策が講じられていること。
 - イ 法第111条第2項第2号の規定による衛星基幹放送の品質に対する措置は、別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。
- (5) 法第93条第1項第4号及び自由享有基準に規定する要件に適合していること。

この場合において自由享有基準第4条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとすること。

- ア 一の者の名義に係る議決権
- イ 一の者が自己の計算により議決権を有する場合であって、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なるときにおける当該議決権
- ウ 一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合における当該議決権
- (6) 認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。 別紙2の基準に合致すること。
- (7) 当該業務を行おうとする者が、法第93条第1項第6号イからルまで(ホを除く。)の各規定に該当しないこと。

(認定の基準の特例)

(優先順位)

- 第6条の2 超高精細度テレビジョン放送(基幹放送普及計画第1の1(4)エ又は才に規定する試験放送を除く。以下この条において同じ。)を行う 衛星基幹放送の業務に係る申請に関する前条(1)の規定による審査については、同(1)の規定にかかわらず、次によるものとする。
 - (1) 基幹放送普及計画第1の1(4)工に規定する試験放送に係る衛星基幹放送の業務の用に供している周波数は、当該周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送の業務の認定の日から起算して1年6月を経過する日の翌日以降は当該超高精細度テレビジョン放送の業務に使用することを予定するものとし、前条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。
 - (2) 基幹放送普及計画第1の1(4)才に規定する試験放送に係る衛星基幹放送の業務の用に供している周波数は、前条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。

- 第7条 衛星基幹放送の業務に関し第6条(1)から(7)までに適合する衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙3の基準により比較審査を行うものとする。この場合において、次に掲げる周波数ごとに審査を行うものとする。
 - (1) 放送衛星業務用の周波数(国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下同じ。)(右旋円偏波(基幹放送等及計画第1の1(1)イに規定する右旋円偏波をいう。以下同じ。)の電波の周波数に限る。)
 - (2) 放送衛星業務用の周波数(左旋円偏波(基幹放送普及計画第1の1(1)イに規定する左旋円偏波をいう。以下同じ。)の電波の周波数に限る。)
 - (3) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数 (国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた 11.7GHz から12.2GHz までの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送以外の衛星基幹放送に使用される周波数をいう。 以下同じ。) (右旋円偏波の電波の周波数に限る。)
 - (4) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数(左旋円偏波の電波の周波数に限る。)

(認定の際の指定事項の指定の方法)

第8条 指定事項(法第94条第1項各号に掲げる事項(規則第70条の規定に基づき併せて指定することとされている事項を含む。)をいう。以下同じ。) の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに衛星基幹放送の普及及 び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であって、申請者から書面による同意を得たと きは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

第9条 (略)

(資料の提出)

第10条 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資 料の提出を求めるものとする。

第3章の2・第3章の3 (略)

附 則 (略)

別紙1(第3条関係) (略)

別紙1の2(第6条関係) (略)

別紙 2(第6条及び第10条の3関係)

第6条(6)又は第10条の3(7)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- 1 その業務の認定を受けようとする者(以下別紙2において「申請者」という。)が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
 - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
 - (2) 政治的に公平であること。
 - (3) 報道は、事実を曲げないですること。
 - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら行う者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
 - (1) 一週間の放送時間(補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補 完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間)において、教育番組の放送時間が その 50%以上を占めるものであること。
 - (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
 - (3) (1)に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を行うことに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら行うときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を行う放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者(法第8条に規定する放送を専ら行う基幹放送の業務の申請者を除く。)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。
- 10 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務(衛星基幹放送試験局を用いて行う衛星基幹放送の業務を除く。)は、毎日放送を行うものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 内外放送を行う場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による基幹放送の業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の 映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。
- 16 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成 16 年総務省告示第 696 号)を遵守するための体制の整備が図られるものであること。
- 17 有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(当該役務の提供を受けようとする者を含む。)からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。
- 18 その業務が試験放送の業務を行うものであるときは、1から17までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。
 - (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
 - (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
 - (3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。
- 19 (略)

別紙 3(第7条関係)

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものする。

- 1 認定を受けるべき衛星基幹放送の業務の順位は、次に掲げる順序による。
 - (1) 超高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務
 - (2)~(5) (略)
- 2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを 優先するものとする。
 - (1) 広告放送の割合
 - 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。
 - (2) 青少年の保護
 - 成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されていること。
 - (3) 字幕番組の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が 5 割以上であることが事業計画書に明確に記載されていること。

- ※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組をいう。以下同じ。
- ア 技術的に字幕を付すことができない番組(例:現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)
- イ 外国語の番組
- ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組
- エ 権利処理上の理由等により字幕を付すことができない番組
- (4) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一部の時間帯において超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(4)において「特定超高精細度テレビジョン放送」という。)以外の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送を受信する者が特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送であることを明らかに識別することができるようにするための措置(以下「超高精細度テレビジョン放送識別措置」という。)を講ずることが放送事項に明確に記載されていること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが放送事項に明確に記載されていること。

- 3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。
 - (1) \sim (4) (略)
 - (5) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

- (6) (略)
- (7) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(8) 字幕番組等の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、解説放送を実施するものであること。

(9) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(9)において同じ。)として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。以下この(9)において同じ。)として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

(10)~(14) (略)

(15) 放送の能率的な普及

認定後、できるだけ早期の業務開始が予定された計画であり、遅くとも、当該認定の有効期間内に業務開始が予定されていること。

- 4 上記1の審査において同順位となった二以上の超高精細度テレビジョン放送(放送衛星業務用の周波数を使用して行われる衛星基幹放送(以下「BS 放送」という。)であって、右旋円偏波の電波の周波数を使用するものに限る。)の業務に係る申請について更に審査を行う必要があるときは、上記2及び3の規定にかかわらず、以下によること。
 - (1) 次に掲げる周波数は、第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。
 - ア 申請と同時に、当該申請について(3)又は(5)の審査によって認定を受けることを停止条件として BS 放送の既存の放送番組に係る当該放送の 業務を廃止する旨(当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに廃止するものに限る。)を届け出ているものに係る周波数
 - イ 申請と同時に、当該申請について(3)又は(5)の審査によって認定を受けることを停止条件として行っている BS 放送の既存の放送番組に係る 当該放送の業務の法第 97 条第 3 項の変更申請(伝送容量等(平成 11 年郵政省告示第 776 号(放送法施行規則第 76 条第 5 項第 4 号の規定に基 づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件)第 2 号に規定する伝送容量等をいう。以下同じ。)を減少するものであって、当該申請の 認定の日から起算して 1 年 6 月を経過する日までに変更するものに限る。)に係る周波数
 - (2) BS 放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務を廃止する旨(当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに廃止するものに限る。) を届け出ているものに係る周波数その他当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の翌日以降、認定基幹放送事業者の衛星

基幹放送の業務の用に供していない周波数 (BS 放送に係る右旋円偏波の電波の周波数に限る。)となることが確実な周波数 ((1)ア及びイに掲げる周波数を除く。)は、第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。

- (3) 第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数(第6条の2(1)又は(1)若しくは(2)の規定により 現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなされたものを含む。(7)において同じ。)に係るトランスポンダ 数が2以上であるときは、特定申請を優先するものとする。
- (4) (3)の「特定申請」とは、次のいずれにも該当する申請をいう。
 - ア 超高精細度テレビジョン放送に係るトランスポンダ数が 1/3 以下であって、(1) ア及びイに掲げる周波数に係るトランスポンダ数の合計が 1/6 以上であること。
 - イ (8) の規定による上記 2 (1) 及び上記 2 (2) から (4) までの基準のいずれにも適合していること。
 - ウ 指定事項として指定されることを希望する周波数のうち中央の周波数について、BS 放送に係る右旋円偏波の電波の全ての周波数のうちのいずれでもよい旨が、規則別表第6の2号の規定に基づく衛星基幹放送の業務認定申請書の希望する周波数の項目に明確に記載されていること。
- (5) 全ての特定申請について周波数を指定することができる場合以外の場合には、全ての特定申請について上記2の審査において同順位となった ものとみなし、上記3 ((1)から(4)まで、(6)及び(10)から(14)までを除く。以下この4において同じ。)及び(9)から(12)までの規定により審査 を行うものとする。
- (6) (3)の規定により特定申請について周波数を指定しても、なお指定することのできる周波数がある場合には、特定申請以外の申請について、 上記2及び3並びに(8)から(12)までの規定により審査を行うものとする。
- (7) 第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数に係るトランスポンダ数が2未満であるときは、比較審査の対象となる全ての申請について、上記2及び3並びに(8)から(12)までの規定により審査を行うものとする。
- (8) 上記 2 (1) の規定による審査に当たっては、業務開始の予定期日から起算して 3 年を経過する日の属する年度の末日までにおける広告放送に係る放送時間の占める割合が 3 割を超える申請の上記 2 (1) の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日から起算して 3 年を経過する日の属する年度の末日までにおける当該割合が 3 割を超えない申請と同程度とする。
- (9) 上記3(5)の規定による審査に当たっては、上記3(5)中「3割を超えないことが放送事項に明確に記載されている」とあるのは、「より少ないもの(放送事項に明確に記載されているものに限る。)である」とし、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超える申請の上記3(5)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける当該割合が3割である申請と同程度とする。
- (10) 上記3(9)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制に係る審査に当たっては、超高精細度テレビジョン放送識別措置を勘案するものとする。
- (11) 上記3(15)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送の業務に係る申請の審査に当たっては、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日の前日までの申請の上記3(15)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日である申請と同程度とする。
- (12) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3(9)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記3に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)。
- 5 上記1の審査において同順位となった二以上の超高精細度テレビジョン放送(左旋円偏波の電波の周波数を使用するものに限る。)の業務に係る申請について更に審査を行う必要があるときは、上記2((1)を除く。)及び3((1)から(6)まで及び(10)から(14)までを除く。以下この5において同じ。)の規定によるほか、以下によること。

- (1) 上記3(9)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制に係る審査に当たっては、超高精細度テレビジョン放送識別措置を勘案するものとする。
- (2) 上記3(15)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送の業務に係る申請の審査に当たっては、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日の前日までの申請の上記3(15)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日である申請と同程度とする。
- (3) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3(9)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記3に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)。

6 (略)

- 7 基幹放送普及計画第1の1(4)工及び才に規定する試験放送(以下この別紙3において「超高精細度テレビジョン試験放送」という。)の業務の認定に際しては、以下によること。
 - (1) 上記1、2(1)及び(4)、3(5)、(9)、(12)、(14)及び(15)、4、5並びに6((5)に係る部分を除く。)の規定は適用しないものとする。この場合において、上記2中「上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準」とあるのは、「次に掲げる(2)及び(3)の基準」とする。
 - (2) 上記3の審査については、上記3 ((5)、(9)、(12)、(14)及び(15)を除く。以下同じ。)に掲げる基準のほか、次に掲げるア及びイの基準について審査を行うこととする。また、上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、次に掲げるアの基準への適合性がより高い申請等を優先するものとする(上記3に掲げる基準並びに次に掲げるア及びイの基準の各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)。

ア 試験放送の実施体制

次に掲げる事項その他超高精細度テレビジョン試験放送の実施体制を総合的に勘案し、超高精細度テレビジョン試験放送の実施に当たり、 放送事業者、放送用の受信機等の製造業者その他の超高精細度テレビジョン試験放送に係る関係事業者(以下「関係事業者」という。)の協力 を得つつ、超高精細度テレビジョン試験放送をより効果的に実施することができる体制を有するものであること。

- (ア) 申請者が超高精細度テレビジョン試験放送を実施する場合の関係事業者による協力体制
- (イ) 超高精細度テレビジョン試験放送により試験、研究又は調査を行う関係事業者への協力の内容
- (ウ) 超高精細度テレビジョン放送に係る周知広報及び視聴機会(有線一般放送による再放送及びパブリックビューイングを含む。)の拡大等 普及促進の取組の内容

イ 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。以下この号において同じ。)として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

別紙 4(第 10 条の 4 関係) (略)